時事新報

明治十八年十一月十一日(水曜日)
舊乙酉十月五日(庚午)
日出午前六時三十三分　日入午後四時五十五分　月出午前十時零三分　月入午後八時三十一分　滿潮午前八時零五分　午後八時二十三分
(西曆一千八百八十五年)

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢　一箇年金三圓十二錢〇左ニ揭クル各地ニ於テハ郵送無料ニテ配達致候
東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戶　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ヶ谷　粕壁　杉戶　幸手　久喜　關宿　千葉　登戶
寒川
其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク郵送料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九五	五錢六厘
自三十一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

學問に入るの道一ならずと雖ども其これに入るの前に先づ人の志を喚起すること大切にして是れは唯學問の利益を說き其人生に要用なるの道理を述立るのみにては未だ以て目的を達するに足らず如何となれば當局本人の心に感應の機なくしては不仁の膚に針すると一般如何なる道理も貫徹する能はざればなり而してこの感應力も何に由りて發生するやと尋るに是れ亦種々無量の因緣よりするものにして時としては學問に全く關係することなく唯その人の好事の心より導かれて遂に其門に入るゝ例甚だ多し前年德川の時代に或る大名が頻りに時計を弄びて時計大名と呼ばるゝ程ありしが夫れ是れする中に時計の好事より他の西洋品に移り次て其品より西洋の書に移り又西洋の物語に移り次第々々に進步して遂に純然たる西洋文明主義を悅ぶの人と爲りたることあり若しも最初よりこの大名に說くに文明論を以てするも之を耳にせざるは疑もなきことなれども偶然にも時計の媒介を以て其好事心に投じ遂に一個の文明貴族と生じたるは之を時計の効力と云はざるを得ざれば

十月初旬米國在留の社友より混合寫眞の說明を送り來れり此事に就ては曩に時事新報にも記したる如く最近の發明に係り其主義も高尚にして其用も高尚なるものなれども右說明書の末段甲乙二枚の寫眞と普通の寫眞覗目鏡に掛け一個に合併して見るが如きは誠に奇にして面白し我輩の此通信を得るや否や取敢ず有合の覗目鏡を以て或る兄弟二人を一に合併して其中間の人物を得或は姊妹母子を合せ或は老人と子供と、貧賤と富貴と、種々樣々に取替へて臆て眼に入れば固て奇なり固よりこの試驗は唯面白しと申すまでにして外に風情もなき事なれども無數の看客中この面白き試驗よりして更に他に導かれて一步を進め步々漸く深くして西洋の文明理學の奧蘊をも探らんとの志を起すあらば寫眞目鏡の効用亦大なりと云ふべし因て其說明書を記すこと左の如し但し是は彼の國理學雜誌の譯文なりと云ふ

混合寫眞(コンポヂト ポルツレイト)　米國通信

混合寫眞の用法二あり一は即ち數多の物が何れ重要なる性質を共にせるとき其一群の表相とある可き雛形を見出すとなり一は即ち同一の物の畫象杯數多あるとき其畫象の正物に似ざる所を棄て似たる所のみを取りて一の良き畫を得ることなり右二方の內第二は第一に比すれば甚容易なり例へば爰に歷山王の肖像を鑄付たるメダル六枚有るとして其混合寫眞を取れば出來上りたる寫眞は六枚の寫眞の中何れよりもよく歷山王に似たるものなる可し何となれば六人の技術師が同じ歷山王の肖像を造るに皆同一なる過失を爲すことは甚稀なれば也之に反して第一の用法即ち夥多の物の表相を取るゝ場合に於ては其一類に固有の性質と特別に代表する模範と新に造り出すことあれば決して前の如く簡單なる事柄に非ず例へば罪人の混合寫眞を取るは犯罪の人相を得んが爲めあり學者の混合寫眞を取るは才力の人相を得んが爲なり

混合寫眞の外に物の表相を取る法は畫工が己の想像にて百姓あり町人なり一種の人に固有ありと思ふ容貌を寫出す歟或は人種學者が野蠻人種の中より其人種固有の容貌を最も充分に具へて且自己單獨の容貌最も少きと認めたる一人を撰み出して其人種の表相と定むるの類あり而して混合寫眞は此事を仕遂るに當て不完全なる判斷又は架空の想像杯に依賴せざる純粹なる器械上の手段即ち數枚の寫眞を混合して一枚の寫眞を得るの手段に依らんとするものあり

數多の寫眞を混合したるとき數々其出來上りたる寫眞が元の寫眞の中の一枚に甚だよく似ることありフランシス ガルトン氏は此の如き折其元の數枚の寫眞中より再び撰りたる數枚の寫眞の混合寫眞を取り之を第一の混合寫眞に比したるに殆ど差異なかりしと云ふ又過日米國の理學者建の混合寫眞を取りたるに理學者の一人某氏に甚だよく似たる寫眞を得たり然るに右某氏の寫眞は此れ混合したる寫眞の中に有らざりしあり扨て右の如く混合寫眞が格段なる一枚の寫眞に似る所以は或は寫眞を混合するとき何かの手過に依ることも有らんなれども之を除て他に二樣の說明あり第一は即ち夥多の顏の中一個の顏が特別に強くして他の之に似ざるものを壓倒するが如き譯ありと云ふ說なり第二は即ち右格段の容貌は其同類の表相を現はすと點に於て他の夥多の顏の正しく中庸に位するものなりと云ふ說なり例へば爰に廿一人有りて其中身長五尺九寸の者五人、五尺八寸の者五人、五尺七寸の者一人、五尺六寸の者五人五尺五寸の者五人有らば總体廿一人の平均の身長は五尺七寸なり故に身長五尺七寸の人は此人數の中庸に位するものと恰も一個の顏が數多の顏の中庸に位すると同一理なり今若し右廿一人の中より五尺七寸の人を除き去るも其平均の身長には毫も差異を生ぜざる可し前に云へる如くガルトン氏が一枚の寫眞を取り去りても混合寫眞に差異を生ぜざりしと之と同樣の理由ならん(此事實を見れば前に揭げたる二樣の說明の中第二の方が眞に近きが如し)

混合寫眞を取るに最も簡單なるは唯二つの顏を合せるとき其此時に出來たる混合寫眞は二つの顏の正しく中庸なる可き筈なれば若し之が何れか一方の顏に偏する樣に見ゆれば是れ即ち其顏が他の顏よりも強きが故なりと云はざる可らず若し混合寫眞が兩方の顏によく似るならば其二つの顏は互に相似たるものなれば又若し混合寫眞が何れの方にも似ざるならば二つの顏は互に相似たるものならん例へば三寸と五寸とは其差少きが故各其中庸なる四寸との差も亦少なきも之に反して一寸と七寸の中庸は同く四寸なれども二者の間に大差あるが故に二者とも其中庸の差大なるが如し

余は經驗の爲め高價なる混合寫眞器を用ひずして通常の寫眞の混合寫眞を取ることを試みたれば今其の結果を記して廣く世人の同じ經驗を爲さんことを希望す

二枚の寫眞を一枚に混合するに極めて手の掛らざる法は世間に普通の寫眞覗目鏡(Brewster Stereoscope)を用ふるにあり寫眞覗目鏡を用ふるに際し二枚の寫眞を互に適應したる位置に置んが爲め其一枚を上下左右自由に動かし且廻轉せしむるを得可き仕掛を爲すは決して難からず此工夫を爲したる上にて要用なれば二枚の寫眞が略同樣の大さにして同樣の位置にあらざる可らず(但し此二箇條意の如くならざるときは又之に應するの方無きに非ず以下に記載す可し)斯くて通例の寫眞覗目鏡と寫眞帖一冊有きば誰にても甚面白く且有益なる學問を爲すを得べし

前にも云へる如く姊妹兄弟の如く互によく似たる顏を二枚混合すれば其合したる顏は何方にても甚だよく似るものにて人に依り或は之を一方に似たりと云ふ者もあり又他に似たりと云ふ者も有る位なり又右の如く相似たる寫眞を寫眞覗目鏡に入れ始めて兩眼を開て之を見次には一眼を閉て一方の寫眞而已を見れば其結果愈妙なるを覺ふ可し、又若し二枚の寫眞が全くの他人同士にて少しも顏の似ざる人ならば其混合したる顏は何方にても少しも似ざるを多しとす、又男女二人の顏を合すれば混合寫眞は大概男の方に偏する樣に思はるれども之れ男に髭髯あるが故なり何となれば男女の子供の顏か否ざれば髭鬚の無き男の顏と女の顏とを合すれば其結果は男とも女とも判斷し難きものを得可し之と同しく女の髮の結び樣杯にて混合寫眞に不要用の影響を生ずることも多し此弊を除くには白き紙に顏の形丈けを切拔き其切拔たる所を寫眞の顏の上に當てゴムの輪を以て右の白紙と寫眞に結び付く可しさすれば寫眞には唯顏の部而已出づ可し之と同じ工夫を以て一つの顏の下の方を取て他の顏の上の方に附することも出來べし

年の異なりたる人の顏を合すれば其結果甚妙なり例へば二十歲の娘と其母(六十歲の者)の顏を合したるに丁度四十歲位の女の顏を得たり又一の娘と其祖母との顏を合せたるに混合したる顏は中年の婦人に見へ且殊に妙なるは此二人の顏よりは寧ろ娘の母の顏によく似たり尤も此三人の顏は皆互に相似たるものなりき同一の人の寫眞を數枚混合すれば其結果は何れの寫眞よりも最もよく本人の顏を表すものなり又同一の人が年齡の異なりたる時例へば十歲の時と廿歲の時に寫したる寫眞を二枚合すれば其人が十五歲の時の顏に甚だよく似たる寫眞を得可し

是迄混合寫眞を取るには常に數枚の寫眞を混合する習慣なりしと雖とも眞正の顏より直接に混合寫眞を取ることも決して出來難きに非ず費府の寫眞師某は過日二人の姊妹の混合寫眞を實物より取るを得たり勿論直接に數人の顏を混合するも數枚の寫眞を混合するよりも面倒なるは明なり

通例の寫眞にて其位置の異なるは大概頭の向きにあり(面の左右孰れの側が多く見へる歟の如何を云ふ)二枚の寫眞にて面の向き方が異あり居れば直に之を混合することは出來難けれども極簡單なる方法にて此欠點を除くを得べし即ち先づ其寫眞を机上に並置き其間に鏡を鉛直に立て其鏡の上の端を兩眼の間に當てゝ見るときは鏡の裏の方に在る寫眞は其儘に見へ表に在るものは鏡に寫りて見ゆ可し故に若し二の寫眞が適宜の位置に在れば一の寫眞の反對が他の寫眞と附合して一個の混合を生ず可し

以上記したる混合寫眞の方法は甚簡單なれども唯其欠點は二枚より多くの寫眞を混合すること出來ざるにあり寫眞覗目鏡を數個集めて數枚の寫眞を混合せるあとは出來難きに非る可しと雖とも其手數必ず大に繁雜なる可し蓋し鏡を用て數枚の寫眞を反射し之を一つの混合になす器械を工夫せば其效必ず少からざる可し

官報

○日本郵船會社定款(前號の續き)

第七章　總會

第三十七條　總會ハ株主總體ノ權利ヲ表明スル爲メ十株以上ヲ所有スル株主ノ集會ニシテ之ヲ例式臨時ノ二種ニ分ツ○第三十八條　每年十二月會社ノ業務ヲ報告シ且利益金ヲ配當スル爲メニ開クモノヲ例式總會ト稱ス○第三十九條　營業期限中鎖店スル場合ヲ生シ或ハ滿期ニ至リ事業ヲ繼續セントスルトキ又ハ正副社長理事ノ行爲ヲ不適當ナリトシ其ノ解任ヲ農商務卿ニ請願スルトキ又タハ其ノ他定款ニ遵ヒ株主ノ總會ヲ必要トスル場合ニ於テ開クモノヲ臨時總會ト稱スヘシ○第四十條　臨時總會ハ十株以上ヲ所有スル株主二百名以上總株數十分ノ五以上出席スルニ非レハ其會議ヲ開クヲ得ス但第四十二條ニ依リ他ノ株主ニ代理ヲ托シタル者ハ其所有株ヲ出席株數ニ算入シテ其人ヲ出席人員ニ算入セサルモノトス其投票ヲ爲ス場合ハ此限ニ非ス○第四十一條　總會ヲ開カントスルトキハ少クトモ三十日前ニ其場所日時ヲ十株以上ヲ所有スル株主ニ通知スヘシ○第四十二條　各株主事故アリテ出席シ能ハサルトキハ左ノ書式ニ從ヒ委任狀ヲ付シ他ノ十株以上ヲ所有スル株主ヲ以テ代理セシムルコトヲ得若シ通知ヲ得テ不參シ或ハ正當ノ代理人ヲモ差出サスシテ他日異議ヲ述フルモ總テ無効タルヘシ

委任狀書式

委任狀ノ事
拙者儀事故有何某ヲ以テ部理代人ト定メ拙者ノ名義ニテ左ノ權限ノ事ヲ代理爲致候事
一本年月日日本郵船會社例式臨時總會ニ付拙者所有ノ株式ニ屬スル一切ノ權利ヲ代表スル事
右委任狀仍テ如件
住所　族籍
日本郵船會社株主　氏名　印

第四十三條　總會ノ會長ハ第三十六條ノ場合ヲ除キ社長之ニ當ルヘシ若シ社長事故アルトキハ副社長又ハ理事ニテ之ヲ勤ムヘシ但第三十六條ノ場合ニ於テハ出席員ノ內ヨリ會長ヲ互選スルコトヲ得○第四十四條　株主總會ニ於テ投票ヲ爲スニ當リ其所有株數十株ニ付一箇ノ投票權ヲ有ス十一株以上二十株迄ハ每十株ニ一箇二十一株以上百株迄ハ每二十株ニ一箇百一株以上千株迄ハ每五十株ニ一箇千一株以上五千株迄ハ每百株ニ一箇五千一株以上總テ每二百株ニ一箇ヲ增加シ一人ニシテ百箇ヲ極度トシ其餘ハ投票ノ權ナキ者トス但代理ヲ受タル株數ハ其人所有ノ株數ニ通算シテ本文ノ例ニ據ルヘシ○第四十五條　總會ニ於テ事ヲ決スルニハ其投票ノ數ヘ過半數ノ同意ヲ以テス若シ可否同數ナルトキハ會長之ヲ裁決スヘシ○第四十六條　議事ノ要領ハ簿冊ニ錄シ會長之ニ署名シテ他日ノ徵證ニ供スヘシ

第八章　計算

第四十七條　當會社ハ總テ複記ノ法ヲ以テ明細正確ナル帳簿ヲ製シ當ニ政府ノ監查官又ハ株主ノ檢閱ニ供スヘシ○第四十八條　當會社ノ會計年度ハ每年十月一日ヨリ翌年九月三十日ニ至ルヲ以テ一箇年ト定メ其計算ハ十二月本社ノ例式總會ニ於テ報告シ利益金ノ配當ヲ爲スモノトス○第四十九條　當會社ハ每年九月三十日限リ其損益ヲ計算シ總收入金ノ內ヨリ通常海陸ノ經
還ノ額ヲ引去リ
シ但負債元利ヲ償
トナス可シ○第
險準備トシテ一箇年
○第二　大修繕
入ノ準備トシテ一
立ヘシ○第三　減
カ故ニ各船總代價

第九章　改正增補
ノ協議ニ依リ農商
コトヲ得
右ハ明治十八年九
款ヲ協議決定致候
伺候也
明治十八年九

農商務卿
(朱書)
伺之趣認可候事
明治十八年十

雜報

○清國更に二鐵艦
造船會社に依賴し
三艦共に既に清國
が一昨夕到着した
ツスに據れば清國
造船會社に甲鐵
たりと云ふ右二艘
造する等にて鐵道
のものありと云ふ

○國立銀行　我國
きに及びしが此三
は百三十九箇所に
しもの十行あり

○佐賀同鄉會　は
の紙上に記載せし
を聞くに會長は中
東重武の二氏、特別
民の三氏、委員は山
春の五氏、靑年部委
は原田種成、福島正
同幹事は酒井雄三
りと又去八日には
十萬圓を募集する
一月より向ふ二十
(此金額凡そ二萬八
より一萬圓を出し
より出す都合あり

○龍腦輸出　日本
頃米國向へ續々賣
製造するものと同

○信徒の獻金　岐
は今般大谷派本願寺
一萬五千圓を獻納
徒中にては同五千圓
千餘圓を獻納する